

理事会において定める事項

公印管理規程（案）

令和7（2025）年3月20日改定

- 1 特定非営利法人山形県サッカー協会の代表者である会長印は、主たる事務所の所在地において保管管理する。
- 2 会長印の印影は下の通りとする。



- 3 事務の円滑な執行のため、下記の委員長に会長印を保持させる。
- 4 委員長が保持する会長印は、本法人の意思決定にかかわる文書に押印することは出来ない。
- 5 委員長が保持する会長印の印影は下の通りとする。

1種委員長 2種委員長 3種委員長 4種委員長 女子委員長 シニア委員長



フットサル委員長 キッズ委員長 強化本部 渉外担当 事務局長



審判委員長 スポーツ医科学委員長



- 6 紛失により保持していない印影は下記の通りとする。
強化本部 規律・フェアプレー委員長 技術委員長

